

新しいタイプの商標

2015年5月27日

牧野総合法律事務所弁護士法人

弁護士 森 悟 史

特許法等の一部を改正する法律(平成26年5月14日法律第36号)が、平成27年4月1日より施行されました。

この改正法は、特許法、意匠法、商標法などの改正を含んでいますが、今回は、商標法の改正点のうち、商標登録できる新たなタイプの商標を説明します。

今改正法により、以下に示す新たなタイプの商標の登録ができるようになりました。

① 動き商標

これまで商標は固定されたものに限られ、動くものには認められていませんでしたが、今回の改正により、テレビやコンピュータ画面等に映し出される変化する文字や図形についても商標登録が認められることになりました。

② ホログラム商標

見る角度によって変化して見える文字や図形についても、今回の改正により商標登録が認められることになりました。

③ 色彩のみからなる商標

これまで色彩商標については、色彩だけを単独で登録することはできず、文字、図形、記号などに付け加えられた色彩についてのみ登録が認められていました。今回の改正により、商品の包装紙などにおいて使用される色彩だけの商標登録が認められました。

④ 音商標

これまで、音については、商標登録が認められていませんでしたが、今回の改正により、たとえばパソコンの起動音などの音についても商標登録が認められることになりました。

⑤ 位置商標

位置商標とは、その標章それ自体には他の物との識別力がない場合であっても、商品の特定の位置に一定の標章があることで、識別力を獲得し、その商品の出所が同一であることを示す商標のことを言います。たとえば、筆記用具に赤い輪を特定の位置に配置することで、どこそこのメーカーの筆記用具であると識別できるような場合を言います。

特許庁によりますと、4月1日の出願状況は、音商標151件、色商標が192件、位置商標が103件等合計481件となっているそうです。

この中には、たとえば、大幸薬品の正露丸のテレビCMで使用されているラッパのメロディーや、タカラトミーの列車おもちゃ「プラレール」の線路に使われている青色などがあります。

以上のように、今回の改正により、以前にもまして多様な商標が出てくることとなります。これは逆に言えば、知らないうちに、他人の商標権を

侵害している可能性が高まったということにも
なります。

これまで以上に、他人が商標権を登録していな
いか調査・確認することが必要な時代となりまし
た。